

別記第一号様式（第七十二条関係）

〔略〕

備考

一 〔略〕

アウウ 〔略〕

エ 免許法第十六条の二、第十六条の二の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、（第 条）の箇所は、それぞれ「第十六条の二」、「第十六条の二の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。

オウケ 〔略〕

二・三 〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

附 則

第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときあつては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときは、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めのない年月日を含む）、授与条件、その者が有する他の免許状、失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第二十六号）による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の二第八号に掲げる事項をいう。）並びに特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいう。）に該当するときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

別記第一号様式（第七十二条関係）

〔同上〕

備考

一 〔同上〕

アウウ 〔同上〕

エ 免許法第十六条の二、附則第十項若しくは附則第十五項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、（第 条）の箇所は、それぞれ「第十六条の二」、「附則第十項」若しくは「附則第十五項」又は「附則第六項」と記入すること。

オウケ 〔同上〕

二・三 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 前

附 則

第十四条 この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときあつては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときは、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めのない年月日を含む）、授与条件、その者が有する他の免許状並びに失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第二十六号）による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の二第八号に掲げる事項をいう。）その他必要と認める事項を記載しなければならない。

附 則

- 1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規規則」という。）第七十四条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る原簿については、なお従前の例による。
- 3 新規規則第七十四条の二第八号の規定は、施行日前に教育職員免許法第十一条第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた実習助手又は寄宿舎指導員については、適用しない。

○文部科学省令第五号

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十三条第二項の規定に基づき、並びに同法第十五条第二項及び第二十二條第一項の規定を実施するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年三月十八日

文部科学大臣 末松 信介